

新発田市内で購入したこしあぶらの放射性物質検査の結果について

県が新発田市内で購入したこしあぶら（採取地：福島県耶麻郡西会津町ほか）から、食品衛生法の規格基準値を超える放射性セシウムが検出されました。（4月21日検査分）

福島県耶麻郡西会津町は、原子力災害対策特別措置法に基づき、「野生のこしあぶら」の出荷が制限されている地域です。

このこしあぶらは、採取者が当該地域が出荷制限されていることを知らず、販売したものでした。

新発田市産のこしあぶらについては、本日2検体検査を行っており、いずれも放射性物質は検出されていません。

なお、これまで新発田市産の山菜からは、基準値を超える放射性物質は検出されていません。

県では、新発田市産の山菜をはじめ、県内全域の山菜について、引き続き検査を実施し、その結果を公表してまいります。

（単位：ベクレル/kg）

品目	産地	放射性セシウム			放射性ヨウ素
		セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
こしあぶら	福島県耶麻郡西会津町ほか	8.07	291	300	検出されず (4.3未満)
食品衛生法の規格基準（一般食品）				100	基準なし

（検査機関：（一財）上越環境科学センター）

注1 カッコ内の数値（「〇未満」の〇）は、検出限界値（※）です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

注2 本県では、原子力災害対策特別措置法に基づき、以下の地域において「野生のこしあぶら」の出荷が制限されています。

魚沼市、津南町、南魚沼市、湯沢町

<山菜の生態等に関する問い合わせ先>
農林水産部林政課
電話 025-280-5819(内線3012)

<この記載事項に関する問い合わせ先>
農林水産部食品・流通課
電話 025-280-5303(内線2940)
福祉保健部生活衛生課
電話 025-280-5205(内線2674)